

(別紙①)

事業計画の概要

・事業の全体計画

本事業計画は、当社が集積してきた廃棄物処理技術に加え、当社が属するDOWAホールディングス(株)グループの保有する廃棄物処理・非鉄金属精錬技術を活用した焼却設備を整備することで、この社会的ニーズに応えることを目的とします。本事業により、不法投棄・不適正廃棄物を含めた産業廃棄物の適正処理の促進を通じて、安全で豊かな千葉県の実環境の保全により一層貢献できると考えています。

・事業内容

産業廃棄物の焼却による中間処理業
フロン類破壊業

・産業廃棄物処分業務(中間処理)の具体的な計画(1号炉)

取り扱う産業廃棄物の種類等

種類	No.	取り扱う産業廃棄物名	中間処理量 t/日	中間処理の方法	発生 残渣物	発生残渣物の処分方法		
						処分先		
産業 廃棄物	1	燃え殻	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	2	汚泥	197	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	3	廃油	209	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	4	廃酸	210	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	5	廃アルカリ	210	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	6	廃プラスチック類	88	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	7	紙くず	79	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	8	木くず	83	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	9	繊維くず	65	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	10	動植物性残渣	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	11	ゴムくず	34	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社
	12	金属くず	115	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社

	13	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	14	鉱さい	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	15	がれき類	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	16	ばいじん	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	17	産業廃棄物を処分す るために処理したもの	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
特別 管理 産業 廃棄物	18	廃油	209	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	19	廃酸	210	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	20	廃アルカリ	210	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
	特定有害産業廃棄物								
	21	汚泥	197	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
		燃え殻	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
		ばいじん	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	
		鉱さい	240	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固化(ばいじ んのみ)	燃え殻 ばいじん	処分先各社 処分先各社	

・産業廃棄物処分業務(中間処理)の具体的な計画(2号炉)

取り扱う産業廃棄物の種類等

種類	No.	取り扱う産業廃棄物名	中間処理量 t/日	中間処理の方法	発生 残渣物	発生残渣物の処分方法	
						処分先	
産業 廃棄物	1	廃油	238	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	2	廃プラスチック類	216	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	3	汚泥	396	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	4	廃酸	432	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	5	動植物性残渣	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	6	廃アルカリ	432	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	7	紙くず	276	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	8	ゴムくず	132	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	9	木くず	278	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	10	繊維くず	228	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	11	金属くず	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	12	燃え殻	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	13	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	14	ばいじん	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	15	鉍さい	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	16	がれき類	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社
	17	産業廃棄物を処分す るために処理したもの	600	焼却処理	燃え殻・ ばいじん	埋立・溶融固化 (燃え殻のみ)・ 薬注固化・薬剤 混練・コンクリート 固型化(ばいじ んのみ)	燃え殻 処分先各社 ばいじん 処分先各社

特別管理産業廃棄物	18	廃油	238	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社	
							ばいじん	処分先各社	
	19	廃酸	432	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社	
							ばいじん	処分先各社	
	20	廃アルカリ	432	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社	
							ばいじん	処分先各社	
	特定有害産業廃棄物								
		汚泥	396	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社	
							ばいじん	処分先各社	
	21	燃え殻	600	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社	
							ばいじん	処分先各社	
		ばいじん	600	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社	
						ばいじん	処分先各社		
	鉍さい	600	焼却処理	燃え殻・ばいじん	埋立・溶融固化(燃え殻のみ)・薬注固化・薬剤混練・コンクリート固型化(ばいじんのみ)	燃え殻	処分先各社		
						ばいじん	処分先各社		

※中間処理量(t/日)は、品目毎に専焼した場合の最大処理量になります

・フロン類破壊業(1号炉、2号炉)

破壊しようとするフロン類の種類

CFC	HCFC	HFC
-----	------	-----

・低濃度PCB廃棄物の無害化処理

無害化処理を行う廃棄物の種類

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。)第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1) 電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの

(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

ロ 法施行令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの。

(1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

ハ 法施行令第2条の4第5号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1) イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(3) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(4) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

(5) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)